



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	立法主義の展開と国家の役割
Author(s)	阪本, 昌成; SAKAMOTO, Masanari
Citation	北大法学論集, 50(4), 295-320
Issue Date	1999-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14978
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(4)_p295-320.pdf



〈北大立法過程研究会資料〉

立憲主義の展開と国家の役割

阪本昌成

目次

- 1 分析のための三つの視点
- 2 リベラリズムの変容
- 3 経済戦略会議答申
- 4 哲蒙の思想——美しきイデオロギー？
- 5 人間像——対立する二つのイメージ
- 6 正義論
- 7 リベラリズムの変容再論

- 8 古典的自由主義
- 9 人間像再論
- 10 スコットランド啓蒙における自然と人間
- 11 四つの留意点
- 12 近代立憲主義のモデル
- 13 フランス革命の狙い
- 14 近代立憲主義のモデル再論
- 15 リベラリズムと Individualism
- 16 経済市場の働き
- 17 アダム・スミスの言いたかったこと
- 18 市場の果たせないこと
- 19 国家の役割
- 20 所得再分配——ロールズ対ハイエク
- 21 国家の役割再論
- 22 所得再分配のいくつかの論拠

1 分析のための三つの視点

高見先生から過分のご紹介にあずかりました阪本です。「何でもできる阪本」と高見先生は私のことをおっしゃられました

が、遊ぶことなら何でもやります。遊ぶことに関しては天才だと自認しておりますが、学問的には、東広島市という僻地でゲリラ戦を挑んできただけです。東広島の間人が、北広島市の隣でこうやって私が皆さんにお話できるのも、何かのご縁かなと

感じております。

本日はゲリラとしてではなく、公式に北広島の近くに来ましたので、今日は私がこれまで考えてきたことを、あえて一面的に、時に二項対立的な図式を用いながら、やや誇張した形で公然とお話させていただくことになるかと思えます。

私がこれまで考えてきたことはどういうことか、それは、ロバート・ニスベットというアメリカの社会学者の本の中にこう書かれていることが参考になるでしょう。

学問をする際に三つの視点がある。第一は制度論の中で物事を考える視点、第二は機能論で考える視点、第三は概念を追い求めるという視点。ニスベット自身は、この自分の本は概念を追い求めるための本である」と記しておりました。

私がこれまで考えてきたことは、機能論ではありません。機能から権利の分析とか国家の分析とかをやったつもりは私にはありません。機能論的なアプローチは私の念頭にありません。

たとえば「知る権利」は国民にとって参政権的な働きをするのか、選挙権はこれこれの働きをするから、公務であるばかりでなく参政権だ」とか、「国会の議院の国政調査権は、〇〇という働きをするから、独立権能と解釈すべきだ」といったように、機能論を通して、ある概念を追い求めてはならないと私

は考えてきました。私は、制度論もやらないわけではないですが、私が一番こだわってきたのは、概念を追い求めることでして、今日もいろいろな複雑な概念を用いながら、私なりに、あえて一面的な路線で報告させていただきます。北大の公法の強力な伝統があるところで、私のような、僻地東広島市のゲリラが襲撃しても無駄でありましょうが、あえて玉碎覚悟でやらせていただきます。

2 リベラリズムの変容

今日のテーマは、リベラリズムが国家をどう捉えているのだろうか、という話なんです、そのためには、国家と市場というものの考え方、両者の関係、役割分担、これを話題として採りあげなければなりません。

国家と市場に関する論議をもっとも得意としてきたのがリベリズムでした。ところがある時代から、私の目からしますと一九七〇年代までに、リベラリズムはある種の批判に遭遇して、シフトしたのではないかと考えられます。特に英米のリベリズムは、自由主義が自由経済体制、つまりは資本主義体制を伴っ

ていること、資本主義体制は人間の自由を抑圧する一因であることという、リベラリズムの中からの批判に出くわします。だからこそ、「国家がそこに出て救世主となるべきだ」とリベラリストみずからが主張することになるのです。リベラリズムは、リベラリズムの中から出てきた批判のもとに危機に瀕します。

ところが、またある時期から、それは一九八〇年代以降のように私には見えませんが、救世主と目されていた国家権力が実は自由にとって決して望ましい存在ではなく、それどころか経済市場こそが自由の救世主である、という別の論調が出てきました。これも、リベラリズムの中に位置する一流派であろうと思われまます。市場の働きに期待する最近のリベラリズムは、「新自由主義」とも言われるのですが、新自由主義は実は新しいのではなくて、古典的自由主義の復活版だと見ることができまます。

3 経済戦略会議答申

ところで、市場への期待論を日本でも象徴的に物語ったのが、一九九九年二月二六日に経済戦略会議の出した、日本経済再生への戦略答申でした。その答申は、冒頭においてこう言い出し

ます。

いままで飛躍的だった日本の経済がいたるところではころびが出てきた。日本のほころびとは、第一は財政赤字の急膨張。第二は規制の過剰、護送船団方式による平等主義的な思考、それに伴う公的部門の肥大、資源配分のゆがみ。第三点は第二点とオーバーラップしているところもあるのですが、過度に結果の平等を重視する体制。以上の三つです。これら日本経済の足かせを打破するためには、参入機会の平等を確保し、公明で公正なルールのもとで再び創造性豊かな競争社会を作り上げていくことが必要だ、こう答申は述べております。

過剰な規制と保護をベースとした、行過ぎた平等主義社会に決別して、もつと自己責任と自助努力をベースとする民間部門の自由闊達な進展に期待する、これが戦略会議の報告書の基調であります。それは経済市場の見直しのみならず、小さな、そして効率的な政府を要請するものであります。そして個人に選択の自由を保障し、民間部門の活力を大いに利用するというやり方を求めているものと思われまます。

経済戦略会議は審議の過程において、二つの点に留意したといわれます。ひとつは、市場が持っている働きについて、「弱肉強食」という言葉を絶対に使わないことです。この表現は人

びとにバイアスを大いにかけるからです。第二に、公平ではな
 くて公正という言葉で考えてみようということです。「公平」
 という言葉は、平等という概念に片足をかけるからでしょう。
 「公平でなくてもいい、公正なルールこそ必要だ」という前提
 にたつて、戦略会議が戦略を練った、という話のようです。

戦略会議に見られるスタンスは、自由と平等が時には対立す
 るものであること、自由と自己責任が相互のセットとなってい
 ること、そのことを指摘したものでしょう。この答申は、より
 「ドラスティックには、国家の正当性をわれわれ法律家が問い直
 すよう求めるものと理解できるでしょう。」

4 啓蒙の思想——美しきイデオロギー？

では、今まで国家は何をしてきたか、または法学者を中心と
 する社会学者は、国家に何を期待してきたか、という論点に入
 ります。これを問うためには、啓蒙の思想を問うことを要します。
 公法学がこれまで伝統的に依拠してきた重要な概念は、第一
 に、人権、なかでも自由と平等、第二に、国民主権または民主
 主義、これです。日本の場合、さらに平和主義がこれに

付け加わるといってもいいでしょう。

「人権と民主主義（または民主主義）」は、フランス革命とフ
 ランス人権宣言がもたらした美しいイデオロギーだ、と私には
 見えます。美しいイデオロギーは悪しきイデオロギーと同じほ
 どよろしくない、私はそう考えています。私がたびたび接して
 きたものに、呉智英の本があります。皆さんは呉智英の本を一
 瞥もされたこともないかもしれませんが、呉智英の『言葉につ
 ける薬』の一節に、次のような刺激的なパッセージがあります
 ので、読んでみましょう。

「イデオロギーにとらわれると真実が見えなくなる。かつて
 大東亜戦争の最中、日本人は軍国主義や国粹主義のイデオロギー
 にとらわれ、真実が見えなくなった。では、よいイデオロギー
 ならどうか、民主主義や人権思想といったよいイデオロギーは、
 真実を見えなくさせはしないのか。もし民主主義や人権思想が
 真実を見えなくさせているとしたら、実はこれは悪いイデオロ
 ギーなのではないか」。

悪しきイデオロギーとともによきイデオロギーも実は困った
 ものだ、というわけです。その例証として呉智英は、「角隠し」
 をあげます。これは「つのかくし」と読んでほならない、「す
 みかくし」だ、頭の角（すみ）を隠すための衣装だ、というの

料が起源のようです。

「ところが『つのかくし』は女を従順にする麗しい伝統なのだ」と悪いイデオロギーは主張し、いや、だから打破すべき因習なのだ」とよいイデオロギーは主張する。軍国主義も国粹主義も民主主義も人権思想も事実を見ず、事実を見えなくしてみな得意がっている」。

この呉の指摘と同じように、私は、人権、民主主義を美しすぎるイデオロギーにしないように試みる必要があると感じて今日まできました。だからこそ私は、ルソーやマルクスよりもアダム・スミスやデビット・ヒューム、さらにはF・ハイエクに学ぶべきだ、と感じてきたのです。

A・スミス、D・ヒューム、F・ハイエクらの「古典的自由主義者」に共通した姿勢は何でしょうか？

それは、国家の役割を限定しようとする思考であり、自由と平等とが時には対立するという考え方であり、自由にとってデモクラシーは警戒しなければならない、という思想でした。これに対して日本の公法学者の相当数、いや、多数派は、こう考えてきたように見えます。自由は平等の中にある、そして自由主義は民主主義と足を並べて動く。自由主義は政治的な桎梏から人間を開放することに成功したが、経済的なそれについては

成功しなかった、と。

自由と平等との関係、国家の正当な役割を考え直すためには、人間像と正義観とを問い直さねばならないでしょう。

5 人間像——対立する二つのイメージ

「国家の正当な役割はどこで終わるか、これを考えるためには、国家とは何か」「正義とは何か」という根本問題に首を突っ込まざるをえないでしょう。

国家とは何か、これは人類歴史始まって以来の難題ですし、人間の特性は何か、正義とは何か、という問題も同質です。

国家の定義は一五〇もあるといわれまして、その解析に踏み込むとなると大変な作業であろうと思います。国家に関しましては、その概念を追い求めることを避けて、ここでは、機能・役割から考えることにいたしましょう。そうすれば、国家と市場、または、国家と市民社会という、公法学にとってはおなじみの分析枠が使えますから。

国家と市場との関係の見方について、二項対立的に言えば、古典的自由主義者は市民社会における社会的権力と、市民社会

の自律性に期待しており、リベラリズムの危機を口にする人びと——私はこの人たちを「進歩的自由主義者」と呼んでいますが——は社会的権力と経済市場とに警戒的ではないか、と私は診断しています。

人間について古典的自由主義者は、人間は限定された利他心と、限られた寛容をもつて活動する個別的主体だ」とみているように思われます。それに対して進歩的自由主義者は、人間は道徳的で理性的な存在だ、が、市民社会における富の偏在、社会的権力の持っている人間抑圧的な力、市場の持っている貧富の差の拡大がこの人間存在の本来の姿を歪めている」とみているようです。

このふたつのうち、後者の進歩的自由主義者の考えが、嫡流の近代啓蒙思想の流れを汲むものでしょう。近代の嫡流啓蒙思想は、人間を倫理的な人格として捉えたいうえで、自律的個人能力を発展させることこそが国家の課題だ」と主張してきたように思われます。これは、ラートブルフの言葉をかりれば、人格主義的国家といえます。この国家観が、西洋においてもわが国においても、主流の位置を占めてきました。

なかでも、わが国において右のような主張が主流を占めてきました。その理由は、わが国の社会科学、そしてまた歴史学

が、ルソーを高く評価し、フランス革命、フランス人権宣言を重く評価してきたことと無関係ではないと思います。これについては後ほど、フランス革命、フランス人権宣言は近代立憲主義の「鬼子」として位置付けられるべきだ」と述べるさいに再びふれます。

6 正義論

では、正義をどう捉えるべきでしょうか？

ここでは、現代の正義論を四つに分けることにいたします。

第一は私有財産制度と市場機構との力強い擁護を主張する、「リバタリアニズム」です。これは、ノージックの「権原の正義論」に代表されるものです。

第二は、私有財産制度と市場機構に期待しながら、市場による財・サービスの提供に期待できないときに、国家による公共財の提供を容認する古典的自由主義の立場であります。これがハイエクの立場です。

第三は、英米でのリベラリズムです。これは、わが国の言葉に置き換えますと「社会民主主義」に妥当すると私は見ている

のですが、福祉国家型リベリズムといつてもよいでしょう。この立場によれば、国家の役割は、市場に見られる外部効果を最小化することばかりではなく、偶然によつてもたらされる資源の配分が全員にとつて等しくなるよう再配分すべきことにも及びます。その旗手が、今世紀最大の哲学者と言われているジョン・ロールズです。ロールズの「格差原理」、つまり、正義の第二原理のなかの格差原理を重視する立場、これを私は「英米的リベリズム」と称しています。

第四は、私的所有と経済市場の機能に本来的に懐疑的で、市場によつてもたらされる結果が不正または反倫理的だと見て、基幹産業の国有化または公有化を通して人間のニーズにこたえようとする立場です。それが「社会主義」です。社会主義が崩壊した今、社会主義支持を全面的に標榜する学者は少なくなりまして、三番目にいました英米的リベリズムのほうにシフトするものと私は予想してきています。

さて、英米的な福祉国家型リベリズムは、ロールズによつて支えられてきたのですが、それを支える必要が出てきたのは、歴史の皮肉かもしれません。といいますが、英米的リベリズムは、片方では共同体論によつて批判され、もう片方ではリベタリアニズムによつて挾撃されてきました。リベタリア

ニズムは、リベリズムが福祉政策や国家権力を肥大させ、諸個人の自由を閉塞状態においてきた」とつきました。共同体論は、リベリズムをこう批判しました。所得再配分は、同一性の高い共同体では実現可能であるものの、巨大なソサエティーにおいては成立しがたい、この点をつきました。英米的リベリズムの正当としてきた福祉国家観が、批判にさらされヨタヨタしてきたその危機のさなか、リベラル正義論擁護の体系を打ち立てたのが、ジョン・ロールズでした。

7 リベリズムの変容再論

英米的リベリズムは、一八世紀から一九世紀を動かした啓蒙的思想によつてもたらされたと考えていいでしょう。先ほどもチラツといたしましたように、啓蒙の思想は、人間の人格自律の価値、人間の道徳的で自律的な能力を信頼してきました。社会は自律的個人によつて形成される、人びとは人格的な価値を持つている、それを尊重することが法則 (natural law) だ、という思考が啓蒙思想の基底に流れてきました。それがリベリズムを産むのですが、二〇世紀になりますと、リベリズムの

中から、リベラリズム批判が出てきます。先ほどいいましたように、リベラリズムは資本主義体制と足並みをそろえてきた」ということをリベラリズムの弱みとしてつくわけです。資本主義体制は人間の人格を蝕み、自律的能力の順調な成長を阻害するだろうという論調がこれで、T・H・グリーン、ホブハウス、ラスキ等によって代表されるイギリスのリベリストの論調でした。

このイギリスのリベラリズムをうけて、二〇世紀リベラリズムが登場します。これは、リベラリズムがかつて産み落としたコンステーションをそのまま維持しながらも、経済的基盤については国家の力によって改革しようという路線となっています。軸足が資本主義のほうにかかった、従来型のリベラリズムは、政治の力で修正されなければならない」というわけです。英米においては、「リベラリズム」という言葉が「社会民主主義」に近い考えを指している、という皆さんご存じの事柄は、こうした背景からでくるのです。

歴史を振り返って、一九世紀がリベラリズムの黎明期だとしますと、二〇世紀の批判的リベラリズムはさまざまな副産物をもたらしたことに私たちは気づきます。二〇世紀が「戦争と革命の世紀」となりましたのも、批判的リベラリズムのためかも

しれません。

「戦争と革命の世紀」をまもなく終えようとしている今、近代の啓蒙思想を振り返ることが必要のように私には思えます。

ハンナ・アレントは、『革命について』において、こう言います。

「政治的権威は、その光を未来に投げかける過去なしには維持できなかった」。

私もアレントと同じように、政治哲学も国制の学も、過去と未来とを対照することなしには成立しがたい、といたくたくなります。そして、リベラリズムの過去と未来を振り返りながら、リベラリズムについても一度考え直すことが必要だ、と私は考えるにいたしました。

8 古典的自由主義

日本の政治と法が閉塞状態にある今、古典的自由主義の意味合いを考え直すことも悪くありません。また、リバタリアニズムについて真剣に考えてみることも必要でしょう。

私はリバタリアニストではありませんが、いわゆるマネタ

リストの言っていることが今の日本に必要な処方箋ではないかと考えております。たとえばこういうことです。不況時においては国家の赤字財政を縮小させることが、かえって私的部門の活動を刺激してよりよき景気刺激策となるのではないかと、という視点です。国家が財政出動をしない、公共投資をやらないでそこから撤退する、という政策をとれば、私的部門はかえって刺激を受けるのではないかと、このように、今の現実の経済・財政政策の流れとは全く逆のことを考えてみることを皆さんにお勧めします。総需要を増加させるよりも供給サイドをいじつたほうがいいのではないかと、万人が経済的な繁栄の利益に浴そうとすれば、富を作り上げることが必要ではないかと、考えてみることです。

富を作り上げながら同時にみんなが等しく豊かになることは、経済学が見果てぬ夢として描いてきたものでした。富を蓄える巨大な壺が沢山あれば、万人が次第に豊かになっていくだろう、失業率にはさほど神経質にならないでよい、失業率よりもインフレ率を抑制することのほうが重要ではないかと、そういう反ケインズの的な事を考えるほうがいいでしょう。

右に述べた経済・財政政策に共鳴する立場が古典的リベラリズムだ、と私は考えています。

冒頭にふれた戦略会議の答申にみられますように、これまでわが国経済発展の秘訣のようにならなれてきた制度やプラクティス——行政規制、行政指導、ケインジアン政策、多様な国家助成——これらが日本経済没落の原因ではなかったか、と私は素人ながら診断しています。

9 人間像再論

人間の社会行動を研究対象とする点で、法学と経済学とはもともと共通項を有するはずだ、と私は考えてきております。社会的な人間の行動を、経済学は経済の窓口から、法学は法の窓口から見ただけです。そうすると両者が同じ視点を共有してもいいと私は思うのですが、どうも現実はずう違います。

経済学における人間像はこうです。人間は自分の利益を最大にしようと合理的に行動する主体である。その前提で人間行動の規則性を研究しようではないかと。

これに対して、法学が「人間は合理的だ」というとき、それは「人間は理性的だ」という特徴を示します。人間のネイチャーを求めるにあたって、人格的で理性的な存在だという点に法学

は解答を求めてきました。かたや、自分の利益を軸にして合理的に行動する人間」という行動に焦点を当てる経済学、かたや、人格的で理性的な存在だ」という存在規定に焦点を当てる法学。これでは、どうも法学と経済学の共通点を発見することは困難となります。

法学においては、なぜ人間の本来的な存在定義が基調とされるのでしょうか？

それは、近代啓蒙思想の嫡流、自然法の残滓だろう、と私は考えます。

そこでもう一度、自然法というものを問い直してみよう。論者によれば、自然（ネイチャー）の定義は六〇にも及ぶといます。そしてまた、一七世紀の自然観と一八世紀的なそれとが大きく違うこと、大陸的なものと英米的なものとで大きく違うようです。また、英米的なものと言いますが、スコティッシュなもの、スコットランドとイングランドのそれではまるで違うようです。

ハイエクは、『自由主義なるものはスコットランドで生まれてイングランドへ拡大された』と言いました。そうしますと、啓蒙思想家が自然法を説いた、といわれるとき、われわれにとつて有益な示唆を与えるのは、実はスコットランドでの自然法思

想ではないか、私はそう見えています。

10 スコットランド啓蒙における自然と人間

では、スコットランドにおいて自然法はどう語られていたのでしょうか？

そこで見られる「自然」とは、天然自然という場合のそれではなく、社会的なものがもともと想定されていたといえます。スコットランドにおける「自然」は、主流の啓蒙思想が考えていたようなそれではなくて、実に社会的なものでした。「人間の本性はソシアルなものだ」ということが大前提にありました。ということとは、「自然法とか社会契約」という概念は原子論的だ、などという批判は、スコットランドの啓蒙思想には少なくとも通用いたしません。アダム・スミスが言ったように、人間のナチュラルな情熱のなかには、社会的な情熱、反社会的な情熱、そして利己的な情熱とがあつて、人間はそれらを同時に持ち示しているのでしょうか。

このことは、啓蒙の思想が自然法を口にしてきたとき、それは人間の道徳的理性的、人格的能力ということに限られはしな

かったことを私たちに教えています。少なくともスコットランドの啓蒙思想によれば、人間の非合理的な要素は無視されてはいなかった、ということです。

これに対して、近代の嫡流の啓蒙思想は、倫理的な意味での人格概念を法的な意味での人格概念に一致せよしました。が、その思考から少し離れたところの啓蒙思想、つまりはスコットランドのそのほうが、今日のわれわれにとって有益でないか、これが私の着眼点なのです。

11 四つの留意点

わが国の公法学、憲法学は、近代の嫡流啓蒙思想の影響を大きく受けてきたために、人権、国民主権（民主主義）をアルキメデスの点のように扱ってきました。それは美しいイデオロギーにすぎないのではないか、ある種の罫が用意されているのではないかと私は警戒します。そこで、《美しいイデオロギーから脱出するためには何が必要か》ですが、レジュメに書きました、四つの留意点をちよつとご覧ください。

第一は西洋普遍主義に陥らないことです。人権というものも

決して普遍的ではない、そしてまたネイチャーの中に淵源を持つのではない、ということに留意すべきでしょう。人権の保障は、一定の歴史的展開の産物であつて、徐々にある動きの中で出てきたものだと思えるほうがいいでしょう。また、哲学の役割は、普遍的なことを語ることはありません。私はある種のプラグマティストですから、R・ローティイのように、《自分の文化・歴史中心の哲学しか語れない》という自覚を持つております。

第二は、近代合理主義の啓蒙思想から抜け出て、そこからちよつと離れたところを考えたほうがよろしいのではないか、という視点です。それがスコットランドの啓蒙知です。たとえば、D・ヒュームは、人権とか自由は、コンステイチューションによって創設されたものではなく、自然法によって保障されたものでもなく、商業交易が進むとともに、徐々に人びとが事実上手中に納めたもので、そのことをコンステイチューションが確認したのだ」といいました。そのように考えることが必要でしょう。I・バーリンはこう言いました。「ヒュームが正しくてソクラテスが間違っていたのではないか」と。

第三は、方法的な集団主義に陥らないことです。たとえば私は、国家が共同体であるという表現は絶対に使いませんし、

市民社会が共同体だと述べることも絶対にありません。国家や市民社会は実在するものではない。国家有機体説は、まさに、

この方法的な集団主義、または人間と国家を比喩する単純思考であります。国家や社会が実在するものとしてこれを実体化するようなことは避けるべきです。『社会が〇〇を担当する』、

『国民が△△の主体となる』といったときは、ジャーナリスト的な言い方としては許せるとしても、私にとつてはおおよそナンセンスな命題であります。

第四は、正義なるものを積極的な力をもった概念として用いないことです。やさしく言うとなれば、正義は good ではなく good₁ をさし示すものと考えます。これを私は「ネガティブ・チェック」と呼んでいます。正義を、〇〇すべしという作為命令として捉えるのではなく、△△はこの文脈ではやるな、というネガティブな局所的命題と考える、これが私の第四の留意点です。この「負の力としての正義」を憲法学へと流し込まなくてはならないのですが、そのためには人権の基礎づけをもう一度考え直すことを要すると私は考えています。が、そのことは今日ではできませんので省略します。

12 近代立憲主義のモデル

レジュメの第二章に進みます。立憲主義の展開です。一言に「立憲主義」という場合にもいろんな断絶、流れがあるという話を今からいたします。

一七世紀以降、少なくとも一九世紀までの立憲主義は、古典的自由主義の立場を掲げていた、と考えられます。その後、立憲主義という言葉の中に、人民主義とか民主的の参政権とかいった、もろもろの要素が入り込んで、それは雑多な概念の寄せ集めになってしまいました。

憲法教科書は、立憲主義のモデルとして、フランス人権宣言の一六条をすぐに引用しますが、どうもそれも私にとつては胡散臭いところがあつて、納得しかねます。そこで、フランス革命、フランス人権宣言をどう評価すべきか、再検討してみましよう。先ほどの話とつながるのですが、近代の啓蒙思想は人間の合理的なネイチャーを不合理な権力から解放しようとする動きでありました。その突出した歴史的事実がフランス革命なのですが、「突出した」現象をどのように捉えるか、これを近代立憲主義にとつての異例な異物として捉えるか、それとも原型として捉えるか、というところで見解は分岐してくると思います。

わが国では、フランス革命—フランス人権宣言—ルソーという系譜が傑出したものとして捉えられ、フランス人権宣言—六条が近代立憲主義モデルとして引き合いに出されるわけです。

私は、フランス革命が立憲主義の典型だとは捉えてはおりません。

13 フランス革命の狙い

フランス革命のねらいは、一体、何だったのでしょうか？

それは、第一に理性と自然法を実定化すること、第二に、個々の人間が世界の樹立者であるとする人民主権を実現すること、第三に、個々の人間が自律的存在として生存できるような権利を保障すること、これらが狙いでした。それらが革命によって実現されたのでしょうか？

フランス革命は自由と民主主義を両立させたように見えながらも、ところが現実にはその後の歴史的展開を見てわかりますように、恐怖政治をもたらします。フランス革命のその恐怖政治、そして自由主義と民主主義の対立的確に捉え指摘したのは、ロード・アクトン、E・パークであります。フランス革命

の渦中に現れた一般意思とか、人民主権とか、自由と平等の考え方は近代立憲主義の嫡流ではなくて鬼子として位置付けよう、これが彼らの見解です。

では、フランス革命が近代立憲主義の国制モデルとしてふさわしくない理由は何でしょうか？

第一は、フランス革命はあまりにも人為的な抽象理論でもって国民国家を樹立しようとしたことです。アメリカ革命の場合と違って、現実の統治の中の国制のありようを地道に考えることにフランスは成功しなかったのです。そしてまた、人権についても同じでして、H・アレントがいますように、フランス革命における人権は、人間の政治的な地位ではなくて、人間の自然に固有の実体的基本権を明らかにすること、これを目的としておりました。アレントに従って言えば、《フランスでの人権は、政治を自然に還元しようとした思考》でした。これに対してアメリカの場合には、既存の政治的な権力を与件として、統治権力の中で人びとがどう活動できるかということをちゃんと見計らいながら、自由なるものを積極的に作り上げることに成功しました。アレントの診断によれば、フランス革命は自由の創設に失敗し、アメリカ革命はこれに成功した“ということになります。

そしてまた、フランス革命の途中から熱心に説かれることとなった「人民主権論」ですが、人民主権論は全体主義につながるだろうという警戒心を、古典的自由主義者のみならず、リベラリズムとデモクラシーの区別に気づいた人びとはずつと抱いてきました。人民を实体化したときには、それがひとつの主体であるかのように動き出し、すべての声を抹殺するでしょう。

ひとつの声となったとき、それが全体主義です。だからこそ、人民主権の持っている全体主義的傾向を打破すべく、J・シュンペーターは、「民主主義とは政治的リーダーたちが選挙人の票を獲得しようと競争する装置だ」、ちようど経済市場において生産者が競争するのと同じだ、と経済自由市場をモデルにしながら民主主義論の再構成をしたのです。また、R・ダールが、「民主主義とは少数、複数の少数者が支配しているものだ」といったのも、人民を实体化しがちな全体主義に警戒的だったためです。

私は、「解放のフランスから解放されること」が必要だと考えてきております。フランス革命は、世界の歴史に名を残しました。世界史の観点からすると、深く歴史に刻み込まれたフランス革命ですが、自由の創造の失敗例だったと見たほうがいいでしょう。それに対してアメリカの革命は、地域的な出来事に

とどまりましたが、しかし自由を創設することに成功した好例です。これがアレントの診断でもありました。

フランス革命の神話から解放されれば、私たちは、民主主義または人民主権なるものの限界を知るようになるでしょう。その試みを、拙著『リベラリズム・デモクラシー』の後半部分で私はやったつもりでおります。

三番目は、今の第二点とつながるのですが、デモクラシーに期待するよりも、自由主義を基調とするほうがよろしかろう、ということですが。この点も、拙著でふれたところですが。

第四は、人権の基礎づけについて再考することです。フランス流の接近法ではない、または嫡流の啓蒙思想ではない方向で考えてみることでありますが、この点は本日の話題ではありませんので省略します。

第五に、経済市場の持っている正の力をもう一度考え直すことです。そのためには自由市場を「自由放任だ」とか、「放縱の世界だ」とか、「弱肉強食の世界だ」とかと喩えることは慎まなければなりません。また、「自由経済体制は資本主義であって、それはブルジョア社会、特定の階級が支配する社会だ」と決めつけるような言い方も私には正しくないように思えます。

14 近代立憲主義のモデル再論

では、近代立憲主義のモデルを何に求めればよいのでしょうか？

求めてはならないものと求めてもよいものがあると思っておりますが、まず、求めてはならないものは、先にふれましたように、ルソーの理論モデル、フランス革命、フランス人権宣言だと思えます。ふさわしいモデルは、イギリス的な、せいぜいロックか、ロックよりも少し急進的ではない思想、なかでも、スコットランドの啓蒙思想ということになるように思います。

近代の立憲主義にはさまざまな流れと断絶があります。フランス的なものとイギリス的なものは、違います。アメリカ独立宣言とフランス人権宣言は、全く性質を異にします。たしかに、独立宣言はフランス語に訳されフランスに持ち込まれ、人権宣言起草にあたって参考にされたようですが、後者はフランス特有の味付けになりました。アメリカにおいても、独立宣言とアメリカ合衆国憲法とは、また断絶があります。革命期の諸邦の憲法は、概してかなり急進的ですが、しかしそれでも独立宣言と諸邦の憲法の間には隔絶があります。諸邦の憲法と合衆国憲法の間にも隔絶があります。合衆国憲法は、独立戦争後の革命

的な動きに歯止めをかけようとしたものであります。

こうしてみると、バージニア権利宣言→独立宣言→フランス人権宣言→合衆国憲法、というように、直線的に説明をすれば、それは真実を捉えがたくします。また、「ルソーやロックの啓蒙思想が近代立憲主義に影響を与え……」と二つを並列的に並べて説明することは言語道断です。独立宣言は革新的進歩主義者のT・ジェファーソンの作であり、合衆国憲法は、穏健派ホイッグ、A・ハミルトンの作であるといつていいでしょう。独立宣言はロックの急進主義的解釈に影響され、合衆国憲法はモンテスキューの穏健思想に影響されたか、そう説明するほうが正しいかもしれません。

15 リベラリズムと individualism

私は、近代立憲主義のモデルとして、古典的リベラリズムを基調とする国制を採りあげるべきだと考えています。

古典的リベラリズムとは、individualismの政治版であり、経済学的には自由主義経済体制である、と私は考えています。

そこで、individualismの概念を私たちは探ることになります。

が、これがまた多義的です。英米においてもフランスにおいてもドイツにおいても、individualismなる概念とその捉え方は多様で、この概念を分析することは容易ではありません。特に、「インディヴィデュアリズム」を「個人主義」と日本語訳すると、その瞬間から否定的なニュアンスが含まれていて、その意味でバイアスがかかってよろしくありません。

もつとも、フランスにおいても、individualismは、個々の単一性という意味をもたされたために消極的な評価を受けてきた、といえます。フランスでは、サンシモン主義者が、individualismとは利己主義、または個人主義、原子論的だ」と非難してきました。

individualismは、個人の唯一性という意味をもたされてはじめて、エゴイズムという悪しき連想から開放され、積極的な意味合いを持った、といわれます。その影響を受けたのがドイツのロマン主義で、それがやがて人格的個体主義論へと展開されていきます。

アメリカにおいては、individualismは、socialismと比較対照されながら、積極的な意味をもたされました。それは、社会の利益実現に対して個人の利益を優先させる思想だ、だから社会主義とは違うのだ」と説明されたために、積極的な意味をも

たされたのです。社会主義が、共同社会を意図的・人為的に作り出そうとする思想であるのに対して、individualismは個々人の個別性を尊重する思想だ、とアメリカでは理解されたわけです。だからこそ、アメリカは、自由な交易と自由貿易を推奨した古典的リベラリズムと、individualismとが両立する社会となったのでしょうか。

イギリスにおいては、シドニー・ウエップが、当時のイギリス的なindividualismを批判して、これを超える新しい倫理を打ちたてようとして、社会主義に賛同しました。ウエップは、社会主義が古い個人主義に代わらなければならない、と主張しました。

彼によれば、古い個人主義は、《最小の統治を行う国家が最良の国家であり、最善の社会状態とは、個々人が最善と考える手段で自己の利益を追求することによって生まれる》と信奉する思想でした。個人主義は、平等に関しては「機会の平等」で止め、自由競争を推奨し、《法的規制からの自由こそ健全な産業社会を保証する》と考える。また、富の蓄積を必要と考え、富の蓄積を個々人の運命に委ねて、悪徳商人がもつとも公共善をなしている」と断定する。これに対して、社会主義は——ここではウエップによれば、の話ですが——最大限安全な

料 統治を人為的に実現することによって最良の効果を狙うことができる。社会の利益または健全さは、個人の利益とは別物だから、それを意識的に追求し、獲得しなければならぬ。私的所有が存在している限り、真の機会の平等はない。自由競争は富の差を拡大する。法的規制を強化することによってその部分を是正しなければならぬ。正当な報酬以上を得ている人は、特別に課税されなければならない。そして公益は、科学の力でもって、人間の理性をもって実現されなければならない。こういうわけです。

ウェットプがわれわれに示した「個人主義／社会主義」の対照は、今日でも通用するように思われます。要するに、その図式でいきますと、「自由主義は自由放任である以上、国家による市場介入が必然である」というおなじみの論評となります。

16 経済市場の働き

この段階で私の話は、経済市場をどう見るかといった論点に流れ込むことになります。経済市場の機能の話を行います。もつとも、私は機能主義者ではないので、これを話題として採

りあげることには躊躇しますが、話の流れからすると逃げるわけにはいきませんので、市場の機能についてふれてみます。

自由は競争という機能もちまます。私たちは、私たちに保障されている自由を市場において行使するわけですが、それは他者と競争する（しない）、ということでもあります。

では、競争という概念と直接結びついている要素は何であるのか？

それは、自発的合意、自由な選択、ルールに基づいた活動、といった要素です。先ほど私は「自由は放縦ではない」、「自由は放任ではない」といいましたが、それはまさに、自由はある種のゲームに参加することを意味します。それはゲームである以上、ルールに基づいてなす人間の営為として、弱肉強食ということでは決してありません。

競争を可能とする場が市場だ、ということができません。市場は、希少性問題を自発的に、非強制的に、知らぬ間に、私たちの協働の中で達成し、リソースの配分をうまく、効果的になす、という重要な働きをしています。

市場において自由競争をさせますと、「企業群」なるものが当然に出てくる、と私は見ます。「法人」なるものは、人権享有主体ではない、という見方が憲法学界にあります。私はそ

う考えておりません。法人の人権共有主体の問題は、いくつかのレベルに分けて考えるべきものです。経済的自由の場合、精神的自由の場合に分けて議論しなくてはなりません。

私たちが富の獲得競争を自由にする場合、情報収集コストと取引コストを最小化する工夫を必ず要します。それが「企業」という組織です。企業は希少性が相対的に高い資源を節約させ、希少性の相対的に低い資源を利用させながら、財やサービスを生産するように仕向ける、という貴重な働きをします。これが配分機能といわれるものです。これがうまく機能していますと、消費者の利益も最大化されることになるでしょう。なにしろ、営利法人は消費者の選好を満足させようと競争していますから。また、「社会的権力」とよばれて警戒されがちな巨大営利法人も、国家に抗する砦となっています。営利法人が無数に存在していることは、多元的国家にとって必須の側面です。

日本の過剰な規制は、生産者有利のルールを作り上げるため、決して公共の福祉に適合的なものではありませんでした。たとえば、中小企業の保護ということが公共の福祉の内実だ、と考えることは間違いではないか、と私は考えています。

17 アダム・スミスの言いたかったこと

市場の積極的な機能について、理論的に明らかにしたのが、アダム・スミスでした。

アダム・スミスの言わんとしたことは、individualismの経済版でありました。

さて、このあたりで individualismの定義をはっきりさせなければなりません。私は、それはダイシーによつて述べられた、次のような思想をいうと理解しております。

「各人が自分自身の心の利益と信じるるところにしたがつて自由に行動することができれば、当該本人に望ましい結果がもたらされるだけでなく、社会全体にとつての繁栄ともなる」という思想のことだ、ということです。

アダム・スミスも、そのことを国民経済学の大系として言いたかったのです。

スコットランドの啓蒙思想家であるスミスは、個人を決して原子論的に捉えてはいませんでした。先ほどもふれたように、スミスは、人間が自分の利益を最優先する情熱を持っていると考えました。人間のこの情熱は、スミスにおいては、ソーシヤルな性質をもっていますから、他者との協働関係を持つとうする

方向に働きます。他者との協働関係のなかで、各人が自己の利益を最大化しようと富の獲得ゲームをするなかで、結果として公益がもたらされる。こういうわけです。

アダム・スミスの言いたかったことをさらに理論体系化したのが、ハイエクでありました。ハイエクは、市場が個人の力から遊離した力を持っていること、ノンパーソナルな性格をもっていること、または特定の人びとや少数の個人がコントロールできない性質を持っていることを強調しました。それは、「人の支配」に墮さないという点でより望ましいというわけです。中央の指令に基づいて動くよりは、ノンパーソナルな性格をもつ市場において強制のないなかで行動することのほうがわれわれの自由にとって望ましい、とハイエクは説きました。私たちは、経済過程から、ある意味で疎外されているほうが、計画経済のなかに溶け込まれるよりも望ましかったのではないでしようか。

ハイエクが明らかにしたことは、市場という交易の複雑系は決して経済的な意味に限られるわけではなく、人間にとって、文明としての意味、政治としての意味、倫理的な意味合いを持っている、という点でした。ハイエクが、マーケットという言葉を使わないで、別の言葉（カタラクシー）で説明しようとした

のはそのためです。市場というのは、実は経済的な側面ばかりではない、ということなのです。

18 市場の果たせないこと

アダム・スミスのような古典的自由主義者も、市場が機能しないときには国家が登場してもよい、ということをごくから承認してきました。

問題は次の点です。市場は、所得の分配を決定しますが、その結果が公正だ、という保証は必ずしもない、という点です。これが、市場に対する不信感の一因であるうと思えます。この点は後ほどふれましょう。

市場に対する不信感をさらに深めてきたのが、次のような側面でした。

第一は、自然独占です。生産量が多くなればなるほど、費用の逓減する産業における自由競争は、独占を呼ぶだろう、という点です。自然独占のケースにおいては、国家の価格統制を通して資源配分を改善しなければならぬだろう、といわれてくるのはそのためです。

公法学者の相当数は、独占の種別を真剣に考えないで、「市場における自由競争は独占をよびやすい」と警戒感を表明してきましたが、独占にも多種多様の種別・概念がありまして、独占は警戒されなければならない、と鸚鵡がえしに言うのは早計でしょう。

第二は、外部性の問題です。市場の失敗、の話です。取引によつては如何ともしがたいコストを市場は発生させる。市場の取引でうまく解決できるものと、取引では解決できないものが出てくるわけです。市場においては内部化できないようなコストが発生する、これを外部性といいます。その典型として言われるのが公害問題です。公害問題を前面に出しながら、自由市場はうまく行かないと強調されることがあります。が、公害問題も市場における取引の対象としながら、つまり、内部化しながら、解決可能な側面が多々あるのです。

第三が、不完全情報問題です。アメリカでは欠陥製品を「レモン」といいます。たとえば、われわれが車を買ったとき、外見はいいのですが、切ってみると、すっぱい、まずい、ということがあります。このように、消費者は完全な情報を持っていないなかで行動するでしょう。消費者保護のためには国家が登場しなくてはならない、ということになります。製品に関する

表示義務を製造者に課す、というのがそのたぐいです。

19 国家の役割

最後に、国家の役割のことです。国家は何ゆえ正当であるか、また、国家の役割はどこで止まるべきか？

この問いは、公法学において古典的な、国家と市民社会の関係をいかに見るか、という問いだと言い換えることもできます。リベラリズムが一九世紀から今世紀にかけて批判されてきたのは、市民社会の実態に関係していました。『個々人の自由意思に委ねれば自律的な秩序ができてあがる』と期待された市民社会は、実は経済的権力格差の前に不安定でありすぎて、分裂の危機を常に内在させている、と見られてきました。だから、これを乗り越えようとして二つの方法が模索されてきました。

第一番目は、市民社会を倫理的共同体とする、という試みです。第二は、あらゆる社会関係を国家に担わせて、国家こそ倫理を体現すべきものとする道です。いずれの道もどうもうまく行かなかつたように思います。それはなぜかといいますと、国家の倫理と、市民社会の倫理とは別々で、両者を融合しようと

しても到底あたわなからです。私は、このことを「行為のルール／組織のルール」と呼ぶことにしています。われわれのルールには、市民社会において活動するにあつての「行為のルール」と、階層的な組織においてわれわれが行動するときの「組織のルール」とがある、と考えているわけです。

このことは、経済学者の良く知るところです。経済学者は、「この世は市場と組織からなる」とみています。市場を組織に作り替えようとしても、いずれは市場の報復を受けることになります。

さて、市場の報復をたつぷりと受けているわが国を見るにつけ、古典的自由主義が国家の役割として何を考えていたのか、この点を振り返ることも悪くない、と感じざるをえません。

アダム・スミスの『諸国民の富』は、国家の役割として防衛、警察・公安、道路などの公共財の提供をあげました。経済学が、公共、パブリックというとき、それは法学とはどうも違うようです。最近の長谷部恭男教授の学説以来、経済学のパブリックの用法が少しはわれわれ法学の徒に理解され、経済学でいう「公共財」の公共とは、非排他性、非競争性にある、と気づかれてきました。たとえば、私が道路を作っても、他者がこれを利用して料金を自分で回収できるという保証がないか、または

回収費用のほうが高くために、みんながこともなくその場所を通る、そういうものを公共財といえます。アダム・スミスが、公共財といったときには、非排他性、非競争性、誰が使っても目減りしない、というものが念頭にあります。

今日、財政学や公共経済学の教科書が説いている国家の役割は、マスメグレープの三つの役割として有名です。

第一は、国家はリソースを allocate することです（配分機能）。二番目は、所得を redistribute することです（所得再分配機能）。「配分／分配」は、日本語では区別しがたいところがありますが、アロケーションとディストリビューションと英語で言えばわかりやすいでしょう。第三が、経済安定化機能です。ただ、マスメグレープの場合には、現在行われている国家の働きはこうだ、と記述的に分析したようでありますから、それが国家の正当な役割かどうかというのはまた、別問題です。所得の再分配が国家の機能として当然のごとく位置付けられる、というわけではないような気がいたします。

20 所得再分配——ロールズ対ハイエク

国家の役割をどう見るかという論点のなかでも、もつともクリティカルな側面は所得の再分配にあると私は思います。

この所得の再分配を哲学的に、政治哲学的に支持したのがロールズでありました。ロールズは、結果としての分配が正義にかなう保証はないことに留意して、分配が正義にかなうような社会システムを設計しなくてはならない、と述べます。これに対してハイエクは、正義は個々人の活動についての測定基準であつて、誰も強制を加えない条件の中でもたらされた配分結果は、正義にかなつてゐる（または道徳的に見てニュートラルである）といひます。先ほど私は、ハイエクの市場の見方は、経済的な視点にとどまらないといひましたが、それはこの点とかわつてゐます。

ロールズとハイエクに共通した点があります。それは、《個人が所得再分配に対する権利を持つてゐるわけではない》という点です。彼らの正義論は手続的正義論にとどまつてゐるわけですから。

手続的正義論にもいろいろなタイプがあるようで、たとえば結果が公正であることをセットにしている手続的正義があります。ケーキを切るときには、切つた人が最後の残りを取る、このような「完全な手続的正義」です。これに対して、結末の公

正さを保証しない「不完全な手続的正義」もあります。ロールズもハイエクも、「不完全な手続的正義」概念から出発します。出発点を同じくしながら、ロールズは、全員が合意できるルールが正義であるという。ハイエクは、合意の有無ではなくて、強制の不存在的なかでいつの間にかできあがるルールに期待を寄せるわけです。

たしかに、ロールズは、格差原理のもとで、所得再分配を国家に求めますが、ところが、それは個々人の実体的権利として保障されている、という主張ではありません。ロールズは、所得再分配のための制度構築の手順を述べたのです。

21 国家の役割再論

ロールズは、国家の四部門について語つてゐます。

その四部門とは、配分部門、安定部門、移転部門、分配部門です。

配分部門というのは、市場の競争をうまくさせるように、または独占を排除するようにという国家の役割です。

安定部門というのは、働きたいと思つてゐる人たちに職業訓

料 練を施したり、有効需要の創造によって財政をうまく運用した

りする国家の働きです。

資 移転部門とは、最低限度の福祉水準の確保を目指す国家の働
きです。

分配部門は、課税と財産権の調整という手段によって、分配
上の取り分に関するルールを少しずつ調整していく国家の働き
です。

これに対して、ハイエクは国家の役割を論ずるにあたって、
公的部門、独立部門、私的部門という三つの領域を置きます。
公的部門とは、アダム・スミス流のような、国家によってしか
なしえない限定されたものを指します。独立部門とは、国がやつ
てもよいし、私的部門がやつてもよい、たとえば、美術館の運
営、体育館の設置のごとき領域です。ただし、ここには重要な
条件があるのです。それは、独立部門において国や地方公共団
体がある活動に従事するときには、民間部門と同じ土俵にたつ、
という条件です。たとえば助成金をつぎ込んで、民間に対して
優位な状況のもとで国が宿泊施設を提供すること、これは不当
だということになるでしょう。独立部門においては、国家は私
的部門と同じ土俵で、要するに法の下に置かれ、法の支配に徹
して活動する、ということを条件として、独立部門が容認され

るのです。

さて、わが国の現状を見たときに、国家の役割は無限に拡大
されてきたように見えます。国家の役割を拡張させてきたもの、
それは平等主義の思考でした。

平等主義者が自由をどのように考えているのか、私にはよく
わかりませんが、私は自由と平等とは、ある局面において対立
する、と考えています。そして、自由と平等が対立したときに
は、自由を優先させます。この点はロールズも同じで、彼の正
義原理には辞書の優先性があるわけですから、自由と経済的な
平等な配分とが対立したときには自由が優先する、と考えてき
たわけです。

22 所得再分配のいくつかの論拠

が、多くの平等主義者は、特に、所得再分配に関して、ある
べき所得水準を国家が保障すべきだ、それが人権だ、と簡単に
主張してきたように私にはみえてなりません。まずは、所得再
分配の制度作りから考えるべきところを、一挙に「社会保障受
給権は権利だ」と飛んでしまう論理は、私には理解不可能です。

平等主義者は、次のような論拠をあげて、社会保障受給権を擁護してきました。

第一は、「人たるに値する生活」という概念に訴えかけることです。人たるに値する、という概念は大いに漠然としていて、客観的な水準がないように私には思えます。

限定的平等主義者・ロールズの議論は、もう少し堅固で、
 「人間の能力素質等は、偶然によつて決定されたもので、恣意的に配分されたものだから、そこに正当な論拠はなく、恣意的な部分を国家によつて是正してよい」といいます。これが彼の格差原理の要諦でしょう。

ところが、ロールズのいう「恣意的」という言葉は、通常の、他人の意思の不当さを指すものとはズレているように思います。にもかかわらず、それを偶然と並べて「恣意的、偶然であるから、その取り分が公正であるという保証はない」と主張してきます。この主張は、まやかしでしょう。

アマーティア・センのような平等主義者の主張は、このロールズの欠陥をうまく埋めるようできています。センは、「人間の潜在的な能力を發展させて人の生活の価値を高めることが、国家の役割だ」といいます。ロールズが人間の能力・資質を「財」として把握したのに対して、センは人の潜在的な能力を「福祉量」

と捉えます。センのように、「人間の潜在的な能力を發展させ福祉量を等しくする国家の役割」、こういう論法は実に巧みだと私も舌を巻きます。がしかし、「潜在的な能力」たるものが何であるのかとなりますと、実は限られた限られた知識しかたないわれわれには誰もわからない、というのが真相ですから、無限の平等化を要求することにならないか、私は恐れます。

とはいえ、ロールズ、センが、「人に値する生活」という茫洋な概念に訴えることでは満足していないことだけは、確実にしよう。

平等主義者が社会保障受給権を論拠づけるためにたびたび口にしてきたのが、「分配的正義」とか「社会的正義」という独特の形容と結びつけられた正義概念であります。

「分配的正義」というとき、実はそれはもともと国家が利益や負担の分配をするときの正しいルールを指したのですが、いつのまにか、経済的な富が市場においてどのように実際に布置されたか、という結果の測定について言われるようになりました。

「社会的正義」は、厳密には社会の制度がどれほど正しいか、効果的であるかを測定する基準でありましたが、それも、分配結果の測定について言われてしまっているのです。社会は実在もせず、行為もしないのですから、そのパターンについて「正

料 邪」を問うことは、およそナンセンスなはずで。

資 「分配的正義」に関しては、ロールズの議論が一番影響力をもっているのかもしれませんが。そこで、ロールズの理論をもう一度再確認していきますと、ロールズのあの格差原理は、分配

される利益負担につき共同的取り決めを決定するものであって、個人の分配請求権を論拠づけるためのものではありません。だからこそ、彼の原理は、本来的な意味での「社会的正義論」とどまっております。

いずれにしろ、社会的正義、分配的正義、多義的で、どれによる場合であっても、それを実現する方法は、また一義的に決定されはしません。一義的に決定されないからこそ、現在のような、レント・シーキング（ぶんどり合戦）をよんでしまつて、民主主義の負の部分がクローズアップされているのではないかと私は感じています。

最後に、ハイエクの予言を引用します。

「国家による経済統制は、人間生活の一部のみの統制ではなく、あらゆる目的のための手段の統制となるだろう。」

国家による過剰な経済規制は、経済的自由だけに関係している、などと安閑とはしておれません。経済的規制は、私たちの生活の隅々にまでジワジワと浸入してきています。福祉国家は、

われわれの望ましい所得水準を決定する国家です。それは、われわれの自由が、国家、なかならずく官僚の管理の対象となることを意味するのではないのでしょうか。

近代立憲主義は、「国家／市民社会」という峻別を知っていました。ところが、ある時期から、市民社会の自律性が深い懷疑の念でみられてきました。国家によって隅々まで統制された市民社会が望ましいのか、私のような古典的自由主義者は、この現代国家の現象を深い懷疑の念で見つめております。

以上、急いでお話をしてきました。お聞き苦しい点もあつたかと思いますが、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。